

○桜井市地域建設業経営強化融資制度による債権譲渡承認に関する事務取扱要綱

平成25年 8 月 14 日

告示第 165 号

【改正 平成26年 3 月 31 日 告示第72号】

【改正 平成27年 3 月 27 日 告示第69号】

【改正 平成28年 3 月 31 日 告示第87号】

【改正 令和 3 年 3 月 31 日 告示第79号】

(目的)

第 1 条 この要綱は、桜井市（以下「市」という。）と建設工事請負契約（以下「請負契約」という。）を締結している請負人が地域建設業経営強化融資制度について（平成20年10月17日付け国総建第 197 号・国総建整第 154 号）に基づく地域建設業経営強化融資制度（以下「経営強化融資」という。）を利用する場合における請負契約に基づく請負代金債権の譲渡承諾手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

(債権譲渡の対象工事)

第 2 条 債権譲渡の対象となる工事は、市が発注する建設工事とし、次に掲げる工事を除く。

(1) 債務負担行為又は継続費に基づく工事その他の工期が複数年にわたる工事（次に掲げる工事を除く。）

ア 債務負担行為に基づく工事であって、残工期が 1 年未満であるもの

イ 前年度から繰り越された工事であって、残工期が 1 年未満であるもの

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市が債権譲渡の対象として認める工事

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167 条の10第 1 項（第 167 条の13で準用する場合を含む。）に基づく低入札価格調査の対象となった者と契約した工事

(3) 市が役務による保証を必要とする工事

(4) 請負人の施工能力に疑義があると市が認める工事

(5) 前各号に掲げるもののほか、債権譲渡の承諾に不適當な事由があると市が認める工事

(譲渡債権の範囲)

第 3 条 譲渡される請負代金債権の額は、当該請負工事が完成した場合においては、請負契約に基づく検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既に支払をした前払金、中間前払金、部分払金及び当該請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 請負契約が解除された場合においては、前項の規定による金額を控除するほか、市の請求権に基づく違約金等に相当する額を控除するものとする。

3 請負契約の変更により請負代金額に増減が生じた場合は、当該変更後の請負代金額に基づき、前 2 項の規定により算定するものとする。

(債権譲渡人及び債権譲受人)

第4条 債権の譲渡人(以下「債権譲渡人」という。)は、経営強化融資を利用する請負人とし、請負代金債権の譲受人(以下「債権譲受人」という。)は、経営強化融資を行うために一般財団法人建設業振興基金(以下「振興基金」という。)から債務保証承諾書(根保証用)の発行を受けた事業協同組合(事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。)又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る債権譲渡人への貸付事業を確実にできる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、債権譲渡人への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業(中小・中堅元請建設業者に対する電子記録債権(電子記録債権法(平成19年法律第102号)第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。)の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。)を行う者とする。

(債権譲渡を承諾する時点)

第5条 債権譲渡を承諾する時点は、当該工事の出来高が2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

2 請負人は、前項の出来高の査定に当たり、工事履行報告書(第1号様式)を提出しなければならない。

(融資手続時の出来高確認)

第6条 債権譲受人が経営強化融資の審査手続等において出来高確認が必要な場合は、債権譲受人が当該出来高確認を行うものとする。

2 前項による出来高確認を行うに当たり、現場確認の必要がある場合は、債権譲受人は、市長に工事出来高査定協力依頼書(第2号様式)を提出するものとする。

3 前項の規定による依頼書の提出があった場合において、市長は、工程に支障のない範囲内で工事現場への立入りを書面又は口頭により承認し、立入りに必要な調整を行うものとする。

(債権譲渡の承諾申請)

第7条 経営強化融資を利用しようとする請負人は、債権譲受人との間に、地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱について(平成20年10月17日付け国官会第1255号・国地契第34号・国官技第171号・国営計第61号)様式3に準じた債権譲渡契約を締結するものとする。

2 債権譲渡の承諾申請に際しては、債権譲渡人と債権譲受人が共同して次に掲げる書類を提出するものとする。この場合において、書類の提出は当該請負契約の担当部署に持参するものとし、郵送による提出は認めない。

(1) 債権譲渡承諾依頼書(第3号様式。ただし、電子記録債権を活用したスキームを利用する場合にあっては第3号様式の2。以下第8条及び第9条において同じ。) 3通

(2) 締結済の債権譲渡契約証書の写し 1通

(3) 発行日から3ヶ月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書 各1通

(4) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は

保証に係る約款等により承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するもの（約款等の写しを添付の上、該当する条項を朱線等で明示しておくこと。） 1通

(5) 振興基金が発行する債務保証承諾書（根保証用）の写し 1通

(6) 工事履行報告書（第1号様式） 1通

3 前項各号に掲げる書類（以下「申請書類」という。）の提出期限は、当該請負契約の履行期間末日の2週間前までとする。

（債権譲渡の承諾基準）

第8条 市は、次の各号に掲げる事項の全てが確認できた場合に債権譲渡を承諾するものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれにも該当する債権譲渡承諾依頼書（第3号様式）が提出されていること。

ア 定められた必要事項の全てが記載されていること。

イ 債権譲渡人の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び印が、請負契約書、債権譲渡承諾依頼書（第3号様式）及び印鑑証明書と一致していること。

ウ 債権譲受人の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び印が、印鑑証明書及び振興基金が発行する債務保証承諾書（根保証用）の写しと一致していること。

エ 契約締結日、工事名、工事場所及び工期に誤りがなく、かつ、第2条に定める対象工事であること。

オ 請負代金額並びに支払済の前払金額、中間前払金額及び部分払金額に誤りがなく、申請時における債権譲渡額が、請負契約に基づき債権譲渡人が請求できる債権金額と一致していること。

(2) 工事履行報告書（第1号様式）により、工事の出来高が2分の1以上であることが確認できること。

(3) 発行日から3ヶ月以内の印鑑証明書が提出されていること。ただし、債権譲渡人及び債権譲受人が複数の工事請負契約に係る債権譲渡の承諾申請等を行う場合において、申請書類の提出を受けた日から起算して過去3ヶ月以内に発行された印鑑証明書が既に提出されている場合は、この限りではない。

(4) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証に係る約款等により承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するもので次に掲げる事項のいずれにも該当するものが提出されていること。

ア 申請内容と相違がなく、適正な相手方が発行したものであることが確認できること。

イ 市に提出済の保険又は保証に係る証券及び約款等とアの相手方及び承諾書の記載内容が一致していること。

(5) 当該請負契約が解除されていないこと及び請負契約に基づく契約の解除事由に該当する恐れがないこと。

（債権譲渡の承諾）

第9条 市は、第7条の規定に基づく適正な申請書類の提出を受けた後、前条の事項を確認した上で、確定日付を付した債権譲渡承諾書（第3号様式）を債権譲渡人及び債権譲受人にそれぞれ1通を交付することにより、債権譲渡の承諾を行う。

2 前項の規定による交付は、申請書類の提出を受けた後、概ね2週間以内に遅滞なく行うものとする。

3 債権譲渡を承諾した場合は、直ちに債権譲渡整理簿（第4号様式）に記載する。  
（債権譲渡の不承諾）

第10条 第7条に定める適正な申請書類の提出がない場合又は第8条の規定に基づく必要な確認ができない場合には、債権譲渡の承諾を行わないものとする。

2 前項の規定により債権譲渡の承諾を行わない場合には、速やかに、債権譲渡人及び債権譲受人に承諾しない理由を付した債権譲渡不承諾通知書（第5号様式）を交付するものとする。

（融資実行の報告等）

第11条 債権譲渡人及び債権譲受人が、第9条第1項の承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、遅滞なく市長に、金銭消費貸借契約書の写しを添えて、融資実行報告書（第6号様式。ただし、電子記録債権を活用したスキームを利用する場合にあつては第6号様式の2）を連署にて提出するものとする。

2 債権譲渡人が、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）による金融保証を受けた場合には、遅滞なく市長に、公共工事金融保証証書の写しを提出するものとする。

（請負代金等の請求）

第12条 債権譲受人は、請負契約に定められた検査等の所定の手続きを経て、請負代金の額が確定した場合に限り、譲り受けた範囲内で、工事請負代金請求書（第7号様式）にて支払いを請求することができる。

2 債権譲渡の承諾後は、債権譲渡人は請負代金の請求をすることができない。

3 債権譲渡の承諾後は、中間前払金及び部分払金（第2条第1号アで定める残工期が1年未満である工事に係る部分払金を除く。）を請求することはできない。

（様式類の整備）

第13条 経営強化融資を実施するに当たって必要な様式類等でこの要綱に定めのないものは、経営強化融資の監督官庁若しくは振興基金若しくは保証事業会社が定め、又は債権譲受人が当該債権譲受人の監督行政庁、経営強化融資の監督官庁、振興基金等と協議の上、必要な手続きを経て定めたものによる。

（不正時の対応）

第14条 保証事業の監督庁、事業協同組合の監督庁、振興基金又は捜査機関等が、請負人又は事業協同組合が経営強化融資に関し不正を行ったと認めたときは、第4条の規定にかかわらず、市は、当該不正を行った請負人又は事業協同組合を債権譲渡人又は債権譲受人の対象から除外するものとする。

2 請負人又は事業協同組合が市に提出した書面が明らかに偽造、改ざん等がなさ

れた不正なものであったときは、市は、保証事業の監督庁、事業協同組合の監督庁、振興基金又は捜査機関等にその事実を通報するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結した請負契約及び施行日前に締結した請負契約で施行日において工事が完了していないものに係る債権について適用する。

(この要綱の失効)

- 3 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

(この要綱の失効に係る経過措置)

- 4 この要綱の失効の日までに第 9 条第 1 項の規定による債権譲渡の承諾を行った請負契約については、この要綱の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日告示第 72 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 27 日告示第 69 号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に締結した請負契約に係る債権について適用する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日告示第 87 号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に締結した請負契約に係る債権について適用する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日告示第 79 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

第1号様式（第5条・第7条・第8条関係）

工事履行報告書

年 月 日

受注者

（債権譲渡人）所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

|       |                     |        |     |
|-------|---------------------|--------|-----|
| 工 事 名 | 工 事                 |        |     |
| 工 期   | 年 月 日 ～ 年 月 日       |        |     |
| 日 付   | 年 月 日（ 月分）          |        |     |
| 月 別   | 予定工程 %<br>( )は工程変更後 | 実施工程 % | 備 考 |
| 年 4月  |                     | 差 ( )  |     |
| 年 5月  |                     | 差 ( )  |     |
| 年 6月  |                     | 差 ( )  |     |
| 年 7月  |                     | 差 ( )  |     |
| 年 8月  |                     | 差 ( )  |     |
| 年 9月  |                     | 差 ( )  |     |
| 年10月  |                     | 差 ( )  |     |
| 年11月  |                     | 差 ( )  |     |
| 年12月  |                     |        |     |
| 年 1月  |                     |        |     |
| 年 2月  |                     |        |     |
| 年 3月  |                     |        |     |
|       |                     |        |     |
|       |                     |        |     |
| (記載欄) |                     |        |     |

（備考）必要に応じて適宜項目を加除して使用するものとする。

第2号様式（第6条関係）

工事出来高査定協力依頼書

年 月 日

発注者 桜井市  
桜井市長 様

（債権譲渡人）所在地又は住所  
商号又は名称  
代表者職氏名 印

年 月 日付け 第 号をもって債権譲渡の承諾を受けた  
下記工事について、融資等を行うにあたり、同工事の出来高を確認する必要がありますので、工事現場への立入りについて協力いただきますようお願いいたします。  
なお、立入りに際しては、貴市の指示に従うことをお約束いたします。

記

1. 工 事 名
2. 施 工 業 者
3. 現場立入希望日時 年 月 日 時 分から 時 分
4. 連 絡 先  
電話  
担当者氏名

第3号様式（第7条・第8条・第9条関係）

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

発注者 桜井市  
桜井市長 様

|       |                             |   |
|-------|-----------------------------|---|
| 債権譲渡人 | 所在地又は住所<br>商号又は名称<br>代表者職氏名 | 印 |
| 債権譲受人 | 所在地又は住所<br>商号又は名称<br>代表者職氏名 | 印 |

債権譲渡人（以下、甲という）と債権譲受人（以下、乙という）間で締結の 年 月 日付けの債権譲渡契約証書に基づき、甲は、甲が貴市に対して有する下記の工事請負代金債権を乙に譲渡することにつき、建設工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定する承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

乙においては、「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会発第1254号、国地契発第33号、国総建発第196号、国総建整発第153号）に従い、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、建設工事請負契約書に定められた瑕疵担保責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

また、甲及び乙は建設工事請負契約書に定められた中間前払金及び部分払金は、貴市によるご承諾以降は請求しません。

記

- |    |                    |                    |   |
|----|--------------------|--------------------|---|
| 1. | 工 事 名              |                    |   |
| 2. | 工 事 場 所            |                    |   |
| 3. | 工 期                | 自 年 月 日<br>至 年 月 日 | ただし、工期が変更された場合はその工期による                    |
| 4. | (1) 請負代金額          | 金 円                | ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による               |
|    | —(2) 前払金額          | 金 円                |   |
|    | —(3) 中間前払金額及び部分払金額 | 金 円                | ただし、違約金等が発生した場合はその金額も控除する                 |
|    | (4) 債権譲渡額          | 金 円                | ( 年 月 日現在見込額) ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による |

債権譲渡承諾書

第 号  
年 月 日

[甲] \_\_\_\_\_ 御中

[乙] \_\_\_\_\_ 御中

上記工事につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、建設工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって建設工事請負契約書に定められた甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

また、甲及び乙は建設工事請負契約書に定められた中間前払金及び部分払金は、本承諾以降は請求できないものとする。

#### 記

1. 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件建設工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来高部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金、及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。  
ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件建設工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。  
なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書4.(1)及び(4)の金額は変更後の金額とする。
2. 甲及び乙は、本承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて発注者に別紙の融資実行報告書を提出すること。
3. 甲が、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、保証事業会社による金融保証を受けた場合は、公共工事金融保証証書の写しを速やかに発注者に提出すること。
4. 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、その他の債権を担保するものではないこと。
5. 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。
6. 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないこと。

発注者 桜井市

桜井市長



| 確定日付印欄 | 承諾番号 |
|--------|------|
|        |      |

第3号様式の2（第7条・第8条・第9条関係）  
債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

発注者 桜井市  
桜井市長 様

|       |                             |   |
|-------|-----------------------------|---|
| 債権譲渡人 | 所在地又は住所<br>商号又は名称<br>代表者職氏名 | 印 |
| 債権譲受人 | 所在地又は住所<br>商号又は名称<br>代表者職氏名 | 印 |

債権譲渡人（以下、甲という）と債権譲受人（以下、乙という）間で締結の 年 月 日付けの債権譲渡契約証書に基づき、甲は、甲が貴市に対して有する下記の工事請負代金債権を乙に譲渡することにつき、建設工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定する承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

乙においては、「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会発第1254号、国地契発第33号、国総建発第196号、国総建整発第153号）に従い、本件の債権譲渡に対する買取代金（ただし、一部を除く）の支払いのために、乙を発生記録の債務者、甲を発生記録の債権者とする電子記録債権を発生させます。

なお、建設工事請負契約書に定められた瑕疵担保責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

また、甲及び乙は建設工事請負契約書に定められた中間前払金及び部分払金は、貴市によるご承諾以降は請求しません。

記

- |    |                    |                    |   |
|----|--------------------|--------------------|---|
| 1. | 工 事 名              |                    |   |
| 2. | 工 事 場 所            |                    |   |
| 3. | 工 期                | 自 年 月 日<br>至 年 月 日 | ただし、工期が変更された場合はその工期による                    |
| 4. | (1) 請負代金額          | 金 円                | ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による               |
|    | —(2) 前払金額          | 金 円                |   |
|    | —(3) 中間前払金額及び部分払金額 | 金 円                | ただし、違約金等が発生した場合はその金額も控除する                 |
|    | (4) 債権譲渡額          | 金 円                | ( 年 月 日現在見込額) ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による |

債権譲渡承諾書

第 号  
年 月 日

[甲] \_\_\_\_\_ 御中

[乙] \_\_\_\_\_ 御中

上記工事につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、建設工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって建設工事請負契約書に定められた甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

また、甲及び乙は建設工事請負契約書に定められた中間前払金及び部分払金は、本承諾以降は請求できないものとする。

#### 記

1. 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件建設工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来高部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金、及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件建設工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書4.(1)及び(4)の金額は変更後の金額とする。

2. 甲及び乙は、本承諾後、本件の譲渡債権に対する買取代金の支払いのために、乙を発生記録の債務者、甲を発生記録の債権者とする電子記録債権を発生させた場合には、速やかに連署にて発注者に別紙の債権譲渡実行報告書を提出すること。

3. 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。

発注者 桜井市

桜井市長



| 確定日付印欄 | 承諾番号 |
|--------|------|
|        |      |



第5号様式（第10条関係）

債権譲渡不承諾通知書

第 号  
年 月 日

譲渡人（甲）

様

譲受人（乙）

様

発注者 桜井市

桜井市長

印

年 月 日に提出された下記1記載の工事に係る債権譲渡額については、下記2記載の理由により承諾できません。

記

1 (1) 工 事 名

(2) 契約締結日 年 月 日

2 承諾しない理由

第6号様式（第11条関係）

融資実行報告書

年 月 日

発注者 桜井市  
桜井市長

様

(甲) 譲渡人 所在地又は住所  
借入人 商号又は名称  
代表者職氏名 印

(乙) 譲受人 所在地又は住所  
貸付人 商号又は名称  
代表者職氏名 印

甲が貴市に対して有する下記債権の譲渡につき 年 月 日付けで承諾いただきましたが、甲乙間において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を 年 月 日付けで締結し、当該契約に基づき乙は甲に対して、金銭を貸し渡し、甲はこれを借り受けて受け取りましたので、甲乙連署のうえ報告いたします。下記工事請負代金につきましては、今後は乙の下記振込口座にお振込みください。

なお、本件融資に際し、甲は乙に当該工事における下請負人等への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、乙はこれを確認しました。

記

1. 工 事 名
2. 工 事 場 所
3. 工 期 自 年 月 日 至 年 月 日 ただし、工期が変更された場合はその工期による
4. (1) 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による
- (2) 前払金額 金 円
- (3) 中間前払金額及び部分払金額 金 円 ただし、違約金等が発生した場合はその金額も控除する
- (4) 債権譲渡額 金 円 ( 年 月 日現在見込額) ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

[承諾番号]

[振込口座]

- |                |        |    |
|----------------|--------|----|
| (1) 振込希望金融機関名  | 銀行     | 支店 |
| (2) 預金の種別、口座番号 | 預金     |    |
| (3) 口座名義       | (ふりがな) |    |

第6号様式の2（第11条関係）

融資実行報告書

年 月 日

発注者 桜井市  
桜井市長 様

(甲) 譲渡人 所在地又は住所  
借入人 商号又は名称  
代表者職氏名 印

(乙) 譲受人 所在地又は住所  
貸付人 商号又は名称  
代表者職氏名 印

甲が貴市に対して有する下記債権の譲渡につき 年 月 日付けで承諾いただきましたが、甲乙間において当該債権譲渡を 年 月 日付けで締結し、当該契約に基づき乙は甲に対して、当該譲渡債権の対価としての買取代金の支払いについて、乙を債務者とし、甲を債権者とする電子記録債権を発生させ、甲はこれを受け取りましたので、甲乙連署のうえ報告いたします。下記工事請負代金につきましては、今後は乙の下記振込口座にお振込みください。

なお、本件債権譲渡に際し、甲は乙に当該工事における下請負人等への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、乙はこれを確認しました。

記

1. 工 事 名
2. 工 事 場 所
3. 工 期 自 年 月 日 至 年 月 日 ただし、工期が変更された場合はその工期による
4. (1) 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による
- (2) 前払金額 金 円
- (3) 中間前払金額及び 金 円 ただし、違約金等が発生した場合はその金額も控除する  
        部分払金額
- (4) 債権譲渡額 金 円 ( 年 月 日現在見込額) ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

[承諾番号]

[振込口座]

(1) 振込希望金融機関名 銀行 支店

(2) 預金の種別、口座番号 預金

(3) 口座名義 (ふりがな)

第7号様式（第12条関係）

工事請負代金請求書

年 月 日

発注者 桜井市  
桜井市長 様

（債権譲受人） 所在地又は住所  
商号又は名称  
代表者職氏名 印

年 月 日付け債権譲渡承諾書に係る工事請負代金債権について下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額

金 \_\_\_\_\_ 円

（内訳）

|                             |       |   |
|-----------------------------|-------|---|
| (1) 請負代金額                   | _____ | 円 |
| (2) 前払金受領済額                 | _____ | 円 |
| (3) 中間前払金受領済額及び<br>部分払金受領済額 | _____ | 円 |
| (4) 履行遅滞の場合における損害金等         | _____ | 円 |
| (5) 今回請求金額                  | _____ | 円 |

2. 工事名（事業名） \_\_\_\_\_ 工事（事業）

3. 工事番号 \_\_\_\_\_ 第 \_\_\_\_\_ 号

4. 工事場所 桜井市 \_\_\_\_\_ 地内

5. 承諾番号

6. 支払口座等

金融機関名  
支店名  
預金種別  
口座番号  
（かな）  
口座名義人